

調査報告書
(公表版)

令和8年3月

つくばみらい市いじめ調査委員会

第1章 中間報告

目次

第1 はじめに

- 1 つくばみらい市いじめ調査委員会について
- 2 本答申について

第2 本委員会における調査の概要等について

- 1 本委員会の現在までの活動
- 2 本事例における調査方針等
 - (1) 調査対象
 - (2) 調査方法

第3 当該校の対応に対する検証について

- 1 前提事実
 - (1) 関係者
 - (2) 概要
- 2 当該校の対応の問題点について
 - (1) 当該校の対応
 - (2) ①教諭間において事実関係や問題意識の共有が十分ではなかったこと
 - (3) ②その場しのぎの対応があったこと
 - (4) ③関係者に対する配慮が不十分なところがあったこと
 - (5) 謝罪文の作成等に関する一連のやり取りについて
 - (6) 総括

第4 提言

第5 おわりに

第1 はじめに

1 つくばみらい市いじめ調査委員会について

つくばみらい市いじめ調査委員会(以下「本委員会」という。)は、つくばみらい市いじめ問題対策連絡協議会等条例(以下「条例」という。)第10条に基づき設置された。本委員会の委員は、本報告書末尾「委員名簿」記載のとおりである。

本委員会における調査の目的は、民事・刑事上の責任追及やその他訴訟等への対応のためではなく、「いじめ防止のための対策の調査研究」及び「法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査」にある(条例第11条)。本委員会は、かかる目的を実現するため、中立・公平な立場から、「2 本答申について」に記載の「対象となる事案」について事実関係を明確にし、問題点の調査及び検証を行うことで、当該事案への対応や、同種事案の再発防止を図ることを職務としている。

2 本答申について

本委員会は、対象となる事案{令和5年度当時、つくばみらい市立中学校(以下「当該校」という。)第1学年の生徒(以下「生徒A」という。)が、同学年生徒2名(以下「生徒B」及び「生徒C」という。)のいじめにより、心身の不調が生じて心療内科の受診や服薬が必要となった旨、相当期間学校を欠席することを余儀なくされている旨を訴えた事案}について調査等を行うものである。

当該校は、令和6年1月22日、面談時に生徒Aの保護者からいじめの訴えがあったことを受けて以降、学校全体として当該事案に対応してきた。しかし、当該校による対応の一部について、当事者である生徒ら及びその保護者が不信感を感じるという事態が発生しており、このような事態が本事案の解決を困難にした可能性があると推測された。そのため、本委員会においては、本事案を解決するに際しては、これまでに当該校が生徒ら及びその保護者に対して行った対応の適否を調査・検証することが不可欠と判断した。

本答申では、本事案に関する当該校の対応の適否について、本委員会としての判断を示すものである。

第2 本委員会における調査の概要等について

1 本委員会は、中間報告までに以下のとおり活動を行った。

日時	内容	結果
令和6年10月18日	第1回委員会	事案の概要について確認し、問題点の検討などを行った。

令和6年11月13日	第2回委員会	本事案の問題点の検討、及び今後の日程等の確認を行った。
令和6年12月4日	第3回委員会	本事案の問題点の検討、及び今後の日程等の確認を行った。
令和6年12月11日・13日	中学校教諭に対する聴取調査	合計6名の教諭に対し事実関係の聴取を行った。
令和6年12月18日	第4回委員会	調査結果を受けて、当該校の対応の適否に関する検討を行った。
令和7年1月15日	第5回委員会	中間調査報告書の内容についての協議を行った。
令和7年2月6日	第6回委員会	中間調査報告書の内容についての協議を行った。
令和7年3月26日	第7回委員会	中間調査報告書（案）を可決した。

2 本事例における調査方針等は、以下のとおりである。

(1) 調査対象

上述のとおり、本事案においては、当該校の対応について関係者の一部が不信感を抱くに至っており、このような不信感が本事案の解決を困難にしてしまった面があるものと認められたため、まずは当該校の対応について事実関係を確認したうえで、その適否について検討を加える必要があるとの結論に至った。

(2) 調査方法

当該校が作成・提出した資料、及び市教委が作成・提出した資料等の内容を精査するとともに、本委員会にて、当該校の教諭6名に対し事実確認のための聴取調査を実施した。これらの資料及び調査結果をもとに、当該校の対応について事実認定を行った。

第3 当該校の対応に対する検証について

1 前提事実

(1) 本事案においては、主に、校長、教頭、1学年主任教諭（以下「教諭A」という。）に加え、生徒Aないし生徒Cが在籍していた1年担任教諭（以下「教諭B」という。）、生徒Aないし生徒Cが所属していた部顧問教諭（以下「教諭C」という。）が対応を担当していたことが認められる。

(2) 概要

当該校におけるいじめ問題への対応としては、原則週1回の生徒指導部会が実施され、情報の共有と組織的な対応について協議が行われていた。また、月に1回程度、いじめや悩みごとについて生徒へのアンケート調査が行われており、いじめが疑われる事案等が認知された場合には、生徒と個別面談を行うなどして個別問題に対応していた。

2 当該校の対応の問題点について

- (1) 調査の結果、当該校の対応には、①教諭間における事実関係及び問題意識の共有に不十分な点があったこと、②その場しのぎの対応があったこと、③関係者に対する配慮が十分になされていなかったこと、が認められ、関係者が当該校に対し不信感を抱く要因となっていたことが認められる。

以下、それぞれの問題点について詳述する。

- (2) ①教諭間において事実関係や問題意識の共有が十分ではなかったこと

本件では、特に本事案が発覚した初期の段階において、個々の教諭によって対応が一貫していなかった面が散見される。例えば、令和6年2月に実施された体育の授業中、当事者である生徒Aと生徒Bがキャッチボールのペアを組まされるという状況が発生したことが認められるが、当該状況は、授業を担当した教諭が、生徒A及び生徒Bとの間で問題が生じていることを把握していなかったことが原因として発生したものと認められる。

また、同年3月6日には、生徒Cが教諭Aからの呼出しに応じたため授業開始に遅れたことに対し、当該授業を担当していた教諭から理由の説明を求められるということがあったことも認められる。生徒Cを授業開始前に呼び出すことの適否はさておくとしても、教諭間で予め生徒Cを呼び出す旨が共有されていれば、このような状況が生じることはなかったはずである。

- (3) ②その場しのぎの対応があったこと

本事案においては、当該校が、関係者に対し、その場しのぎの対応を取ることがあったことが認められる。具体的には、以下のような事実が認められた。

- ・ 生徒Aの保護者に対し、当該校が生徒C保護者との間で取り交わした『確約書』のために事実確認が進まない旨を説明した（詳細な時期不明）。

そもそも、当該校が生徒C保護者との間で『確約書』を取り交わしたことは生徒A及びその保護者には関係のないことであるし、『確約書』の存在によって本事例の対応が遅滞することの正当な理由になるものではない。生徒A保

護者としては、このような説明をされたところで到底納得できるものではなかったものと推測される。

- ・ 生徒Aの保護者に対し、生徒B保護者及びC保護者の了解を得ることなく、生徒B及びCの保護者から直接連絡が来るから、あとは保護者同士でやり取りしてほしいなどと説明した（3月7日）。

当該校の対応がその場しのぎのものであったことは明らかであり、かつ、生徒A及びその保護者にとっては、当該校から突き放されたような対応を取られたと理解してもやむを得ないようなものであったといわざるを得ない。

- ・ 謝罪文の作成に関するやりとりの過程で、当該校が、生徒保護者らに対し、「必ず謝罪文を作成させる」旨約束するなどした。

詳細は後述する。

(4) ③関係者に対する配慮が不十分なところがあったこと

本事例においては、一部の教諭が、生徒らに対し配慮を欠いた対応を取っていたことが認められる。具体的には、以下のような事実が認められた。

- ・ 生徒Cに対し、事実確認等の目的で、行事のリハーサル中に呼び出しを行った。（3月5日など）。

当該校として、事実確認のために関係者から事情聴取をすることが非常に重要な方法であることは間違いない。もっとも、事情聴取を行うに際して、可能な限り対象者の事情に配慮した態様でなされるべきことは当然のことである。

- ・ 生徒Aの保護者が作成し持参した資料を受領することなく、そのまま保護者に返却した（2月27日、3月1日）。

このような対応は、生徒Aの保護者にとって、“当該校が生徒Aらの訴えに真摯に耳を傾けてくれているのではないか”との疑念を抱いてしまってもやむを得ないものである。

- ・ 教諭Aが、生徒Cに対し、「あなたは加害者みたいなものだよね。」と発言した（3月6日）。

当該対応は、教育者として適切さを欠く面があったことを指摘せざるを得ない。

この点について、教諭Aは、本事例の重要性を理解できていない様子であった生徒Cに対し、事の重大さを認識してほしかったために発言したものである旨述べている。

本委員会としては、現時点においては当事者からの聴取調査等未了のため、生徒Cの生徒Aに対する言動が「いじめ」に該当するか否かについての心証を有するものではない。しかし、仮に、生徒Cの言動が客観的に「いじめ」に該当するようなものであったとしても、『加害者』という表現を、教諭という立場にある者が、未だ自身の言動に問題意識を有しておらず、かつ情緒等が成熟しきっていない状態の生徒に用いることには慎重でなければならなかったのではと考えている。本事例においても、教諭Aとして生徒への具体的な指導方法に苦慮した面があったであろうことは推測されるころではあるが、例えば、どうして生徒の言動が「いじめ」に該当すると考えたのかをさらに丁寧に説明する、などの指導を行うことも可能であったはずである。

(5) 謝罪文の作成等に関する一連のやり取りについて

本事例においては、当該校の対応に不信感を有した生徒Cの保護者が、教諭Aに対し謝罪文の提出を求めたことが認められるが、当該要求に対する当該校の対応にも問題があったことがうかがわれる。

そもそも、保護者からの要求に応じて謝罪文を作成するか否かは、基本的には作成者の自由な意思に委ねられるべきことであり、一部の例外的な場合を除き、強制して作成させるようなものではない。事実認定の結果から、当該校もこの点は認識していたことが認められるものの、おそらく保護者の怒りを収めたいという理由からと思われる。しかし、教諭Aが作成を拒否したことで生徒Cの保護者が当該校との連絡を拒んだため、結果として、徒に時間を経過させるという事態を招いてしまっている。

また、当該校としては、当該謝罪文に関する内々のやり取りが本事例の解決に悪影響を及ぼすことがないように努めるべきであったにもかかわらず、例えば生徒Aの保護者に対し、必ず教諭Aに謝罪文を作成させる旨約束したり、その約束が果たせなくなったにもかかわらず関係者に対する事後のフォローがされていなかったりするなど、結果として関係者からの不信感を増大させてしまう結果を招いている。

(6) 上記のとおり、本委員会は、当該校の対応が原因となって関係者の信頼を損なうなどした結果、本事案の解決に悪影響を与えてしまった面があったものと認めるのが相当と考えている。

本委員会としては、当該校の対応に問題が発生した根本的な原因として、当該校の当事者意識が不十分であったと考えている。当委員会の結論として、当該校にお

いては、本事案を自らの責任において解決するという意識が共有・徹底されていたと認めることはできなかった。前述したような事実関係からは、当該校は、本事案についてどこか他人事のように対応していた面があったものと評価せざるを得ない。

第4 提言

1 当委員会は、いじめ問題が発生した際の学校側の心構えとして、当事者意識をもって解決に臨むという徹底した姿勢が必要と考えている。すなわち、学校においていじめ問題を認知した場合には、速やかに管理職に報告し、校長及び教頭が連携して強いリーダーシップを発揮し、学校全体で問題を共有し組織的に対応して頂く必要がある。

学校は、特に組織としての初期対応が極めて重要であり、事案を長期化させない、解決へつなぐための欠くことのできない要点であることを理解することが必要不可欠である。

具体的には、以下のような対応を参考にして頂きたい。

- ・ 当事者となる生徒の心身の安全に最大限の配慮をすること。
- ・ 迅速かつ丁寧に保護者へ報告等を行うこと。特にいじめを受けたと主張している生徒の保護者に対しては、当日のうちにその時点で判明している事実を早急に伝えること。
- ・ 保護者への連絡等は密に行うこと、担当者一人だけでなく管理職も同席・同行することなど、学校としての誠意を具体的行動で繰り返し示していくこと。
- ・ 校内組織で問題解決に向けた指導方針や体制を確認し、役割を分担しながら継続的に切れ目なく対応すること。体制の構築に際しては、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールロイヤーなどの参加も積極的に検討すること。
- ・ 問題に関する文書記録等の作成・管理について、統一的な方針や分掌を策定し、事後に確実な検証ができるようにしておくこと。
- ・ 事案を担当者一人で抱え込むことなく、当日のうちに管理職に報告し、正確な情報や記録をもとに指導を仰ぎ、その指導に基づいた組織的対応を遅滞なく行うこと。
- ・ 保護者からの問合せや要求に対し、経験年数や校務分掌に関わらず、担当者一人で判断することなく、管理職に連絡報告し共有すること。
- ・ 特に重大事態が発生した場合を想定して、毎年度始めに、組織的対応のシミュレーションを全教職員で確認しておくこと。
- ・ 重大事態発生時の組織案、対応案を平時より策定しておくこと。

- ・ 重大事態が発生したと判断した場合は市教委へ速やかに報告し、市教委と協議の上、当該事案に適切に対応するための体制を構築すること。
 - ・ 学校と保護者の間で話し合いがうまく進まない場合及びそのおそれがある場合は早急に市教委に報告し指導を仰ぐこと。
 - ・ その他要配慮事項についても、当日のうちに第一報を市教委に伝え、遅滞なく指導を仰ぐこと。
- 2 また、いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かを、毎年度、全職員で検証し、必要に応じた見直しを実行して頂きたい。そのため、以下の項目を参考にして各学校にて取組みを行って頂きたい。
- ・ 各学校のいじめ防止基本方針の見直しについて、その実務と意義を全職員がしっかりと共有し、基本方針の自校化を図ること。
 - ・ 自校の各種事案への対応状況を適切に把握するとともに、実効性のあるものとなるよう、毎月のいじめ対策会議録、教育相談会議録、及び定期調査、各種関係報告月報等を含め、適宜、いじめ・生徒指導関連記録を保存し、見直しに活かすこと。
 - ・ 読みやすさという視点で見直しを図るとともに、必要に応じて、手順を示したダイジェスト版を作成するなどすること。インターネット等に関する事項は、各学校の実情に即して、縮小したり、分冊したりするなどの配慮も検討すること。
 - ・ 校長は、見直し点に留意し、年度初めに重点方針等を提示し、全職員で確認すること。また、見直した基本方針を、毎年度初めに全生徒及び保護者に積極的に周知すること。
 - ・ 保護者との信頼関係の確立を念頭に、各保護者からの問合せや要求には、基本方針をもとに対応すること。市教委への報告等も、基本方針をもとに、遅滞なく記録に基づいた正確な報告を行い、指導を仰ぐこと。

第5 おわりに

- 1 繰り返しの指摘になるが、本委員会は、本事案が徒に長期化し、未だ解決に至っていない原因の一つが、当該校の対応にあると考えている。当該校には、今後は二度と本事案のような事態を招くことがないように、「当事者意識をもって事案の対応に臨む」ということがどのようなことかを改めて検討し、組織としての方針等を設けて頂きたい。
- 2 本事案における最大の問題は、当該校の不適切な対応などが一因となり、生徒らの間の問題がほとんど解決することのないまま現在に至ってしまっていることである。本件においては、生徒らの間の問題は全く解決していないということを本書面で改めて

明示する必要があると考えている。

本委員会としては、本事案の解決のため、最終的には生徒らに対する事実確認などの必要な調査を実施したうえで、本事案においていじめがあったか否かについての判断を示すことを職務の1つと考えている。

しかし、本委員会では、これまでの調査の結果、いじめの有無を認定する前に、生徒ら同士による自主的、かつ真摯な話し合いによって本事案の解決を図ることが可能なのではないかと、との心証を有するに至っている。

そこで、本委員会では、本調査報告書の内容を前提に、当事者間での話し合いの機会を設けることができないかどうかを、当事者である生徒ら、そしてその保護者らにご提案させて頂きたい。当事者、特に保護者においては、これまでの経緯から相互にわだかまりがあることは容易に推測できるところではあるが、もしも、生徒ら同士による話し合いの場を設けることが問題解決のきっかけになり得るものと感じていただけるのであれば、できる限り前向きに本委員会の提案をご検討頂きたいと考えている。

3 なお、本委員会が期待する「話し合い」は以下のようなものを想定している。

- ・ 話し合いの場を設けるか否かはあくまでも当事者、特に生徒らの自由な意思に拠るものであるというのが大前提であること（当事者である生徒らが話し合いを拒否する場合は実施すべきものではないこと）。
- ・ 仮に話し合いの場を設けることとなった場合、当該校及び市教委が相互に適切に連携し、可能な限り当事者の話し合いがスムーズに進むよう協力すること。
- ・ 話し合いの場を設定する場合は、生徒らの話し合いを円滑にする、生徒らの心身に不調が生じた場合などに適切に対応するなどのため、生徒ら双方にとって信頼することのできる人物（養護教諭などが望ましいのではないかと考えている。）が少なくとも1名は同席すること。
- ・ 話し合いの場は、市教委及び当該校において、生徒ら双方が落ち着いて話をするのできる場所を用意すること。
- ・ 仮に、話し合いの途中で生徒らの一方ないし双方が体調を崩すなどの事態が発生した場合は、直ちに話し合いを中止するなどの必要な対応を取ること。
- ・ 話し合いの目的は、あくまでも生徒らが互いに現在までの率直な思いを伝え合うこと、とすること。そのため、当事者双方は、話し合いを行うに当たり、当該目的を阻害するような前提条件を設けないこと。

以上

第2章 最終報告

目次

第1	はじめに	1
1	本答申について	1
2	本答申の前提について	1
第2	本委員会における調査の概要等	1
1	本委員会の中間答申の提出後から現在までの活動	1
2	本委員会の調査目的	2
(1)	調査目的	2
(2)	調査対象・方法	2
第3	いじめの有無についての検証	3
1	前提とした事実	3
(1)	A・B・Cが所属した部活動について	3
(2)	部活動内の1年生同士の関係性について	3
2	Aが主張するいじめ行為について	3
(1)	Aがいじめとして挙げる具体的な行為	4
(2)	Cの証言	6
3	事実認定	7
4	評価	8
5	当該校の対応についての問題点	8
第4	いじめの再発防止に向けた提言	9
1	当該校における対応について	9
(1)	いじめを未然に防ぐための取組について	9
(2)	いじめを早期発見し対応するための取組について	10
(3)	組織対応の必要性・重要性について	11
(4)	重大事態への対応について	12
2	つくばみらい市教育委員会の対応について	12
(1)	いじめ防止基本方針に関する助言・指導等	12
(2)	各種支援	13
(3)	重大事態への対応に関する助言・指導等	13
第5	おわりに	14
	委員名簿	15

第1 はじめに

- 1 本報告書は、『令和5年度に、つくばみらい市立中学校（以下「当該校」という。）第1学年の生徒（以下「A」という。）が、同学年の生徒2名（以下「B」及び「C」という。）からいじめを受けたことで、心身の不調が生じて心療内科の受診や服薬が必要となった旨、相当期間学校を欠席することを余儀なくされた結果県外に転居するに至った旨を訴えた事案』（以下「本事案」という。）について、本委員会にて調査・検証を行なった結果を報告するものである。
- 2 本報告は、以下の点を前提としている。
 - (1) 本委員会では、当該校による対応の結果、Bはいじめの事実を一部認めるとともにAに対して謝罪し、AもBからの謝罪を受け入れた旨の報告を受けている。そこで、本報告においていじめの事実認定を行うに際しては、『CからAに対するいじめがあったか否か』という点を中心に据えて取り扱うこととする。
 - (2) 本委員会では、本報告に先立ち、本事案に係る当該校の対応の適否等を調査・検証し、その結果を中間答申という形で取りまとめたうえ、令和7年3月26日付でつくばみらい市教育委員会教育長宛に提出した。

本答申は、かかる中間答申の内容を前提とするものである。
 - (3) 本委員会における調査の目的は、民事・刑事上の責任追及やその他訴訟等への対応のためではなく、「いじめ防止のための対策の調査研究」及び「いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査」にある（つくばみらい市いじめ問題対策連絡協議会等条例第11条）。本委員会は、かかる目的を実現するため、中立かつ公平な立場から、本事案について事実関係を明確にし、問題点の調査及び検証を行うことで、本事案への対応や、同種事案の再発防止を図ることを職務としている。

第2 本委員会における調査の概要等

- 1 本委員会は、中間答申の提出後から現在までに、以下のとおり活動を行った（調査開始時から中間答申提出時までの活動の経緯等については、中間答申記載のとおりである。）。

日時	内容	結果
令和7年4月17日	第8回委員会	本事案の具体的内容について協議すると共に、今後の具体的な調査内

		容等について協議した。
令和7年5月15日	第9回委員会	Aに対する聞き取り調査を実施した。 調査後、委員間で協議を行った。
令和7年5月29日	第10回委員会	Aに対する聞き取り調査結果などを踏まえ、改めて今後の具体的な調査内容等について協議した。
令和7年7月7日	第11回委員会	Bに対する聞き取り調査を実施した。 調査後、委員間で協議を行った。
令和7年7月18日	第12回委員会	当事者の同級生5名(D～H)に対する聞き取り調査を行った。 調査後、委員間で協議を行った。
令和7年7月24日	第13回委員会	これまでの調査結果を踏まえ、更なる調査の要否、委員会としての事実認定等について協議を行った。
令和7年8月25日	第14回委員会	調査報告書案(本答申案)の内容について協議を行った。
令和7年9月3日	第15回委員会	Cから提出された書面の内容等について協議した。 調査報告書(本答申)を可決した。

2 本委員会の調査目的等は、以下のとおりである。

(1) 調査目的

- ・ 本事案において、CからAに対する「いじめ」があったか否かを明らかにすること。
- ・ 仮に「いじめ」があった場合、当該いじめが起こった原因や背景を明らかにし、再発防止に向けた提言を行うこと。

(2) 調査対象・方法

ア 本委員会では、当該生徒(A)、加害と思われる生徒2名(B及びC)、当該生徒らの同級生5名(DないしH)、当該校にて主に対応を担当した教職員6名(当時の校長・教頭・学年主任・クラス担任・部顧問・体育担当教諭)を調査対象とした。

イ 調査方法としては、まずは当該校が作成した資料等を精査し、そのうえで本委員

会において、調査対象とした生徒及び教職員に対して直接聞き取り調査を行うこととした。

本委員会にて関係生徒への聞き取り調査を実施するに際しては、本事案が発生した当時から相当の時間が経過していることに加え、生徒らがいずれも中学校3年であり高校受験等を間近に控えた時期であることなどを考慮し、可能な限り負担軽減を図ることとした。具体的には、生徒らにとってなるべく影響が少ない日程において、かつ調査自体も短時間でを行うよう努めた。

ウ なお、本委員会としては、Cに対しても直接の聞き取り調査を実施したいと考えていたが、Cの保護者より、本委員会にて提示した聞き取り調査の候補日程には全て応じることができない旨の連絡があったため、やむを得ず聞き取り調査の実施は断念することとした。その後、本委員会では、聞き取り調査に代わる方法として、Cに対し相当の期限を定めたくえ文書で意見等を提出していただきたい旨を求めたところ、期限内にCから書面の提出がなされた。そのため、Cから提出された書面も調査のための資料として検討することとした。

第3 いじめの有無についての検証

1 前提とした事実

(1) 当事者であるA・B・Cの3名は、本事案が発生したとする令和5年度当時、当該校の同じクラス（1年2組）に在籍すると共に、同じ部活に所属していた。

A・B・Cが所属していた部は、聞き取り調査の対象とした教諭のうち1名が顧問として指導に当たっていたほか、同じく調査対象とした別の教諭が指導に当たることもあった。

(2) 関係生徒らの証言によれば、令和5年度当時、部に所属していた1年生の間では、事実上、仲が良い生徒同士でいくつかのグループのようなものが形成されており、Aを含む数名の部員と、B・Cを含む数名の部員との関係が悪化していたことが認められた。

生徒らの関係が悪化した原因は複数あった可能性が高いが、主要な原因の1つとしては、生徒らの間で、部活動に臨む姿勢や意識に相違があったこと、が挙げられる（後述の通り、C自身も、Aの練習態度に不満を抱いていたと認められるような証言をしている。）。

2 Aが主張するいじめ行為について

(1) 本事案において、Aがいじめとして挙げる具体的な行為を整理すると、以下のと

おりである。

① 令和5年11月

試合前、Aらがユニフォームに着替えずに更衣室から出てきたところ、Aらを見たB及びCが「何してるんだろう」と笑ってきた。

当該事実について、B及びCは、覚えていない旨を主張している。

② 令和5年12月

部員同士では、試合後にじゃんけんをし、負けた部員がゴミを持ち帰ることになっていた。しかし、この日はAとその友人がいない状況でいったんじゃんけんをしたうえで、Bが「(その場にはいない) Aらにじゃんけんをさせて、負けた方に持ち帰らせよう」という旨を提案し、その後、Aらに理由も告げずにじゃんけんをさせた。その結果、じゃんけんを負けたAがゴミを持ち帰ることになった。

③ 令和5年12月

部員同士で得点板の準備をしていた際、AがCに対し試合時間を伝えたところ、Cが不明な言語で返答をするとともに、Aをにらんできた。

④ 令和5年12月

自転車で移動中にAは、B及びCから以下のような言動を受けた。

- ・ Aらが遅れていると、Bが後続に対し、「おっそ。遅いんだけど。つまっちゃうから、みんなぬかしちゃって。」と発言。
- ・ Bが、歩いているAと友人に対し、「歩くなら早く走ってくれないかなあ。遅くなる。」と発言。
- ・ Bが「まじで遅い。早くこげないの？」と発言し、Cが「まじ、それな。」と発言。

⑤ 令和5年度の冬休み

AがCに対し、ボールが当たりそうになったことについて謝罪したところ、Cが不明な言語で返答をし、Aをにらんできた。

⑥ 令和6年1月

Aが部活動内の人間関係について教員に相談したところ、Bが「親に話すとかなりえない。私も親に電話してもらおう。私のママなら、Aなんて潰せる。」「Aに鬼電する。(Aがちくったこと)許せない。」「部のみんなにAのこと悪く言ってもらおう。」等発言し、Cがこれに同調するような対応をした。

⑦ 令和6年1月

BがAにパスをする際、故意にボールをAの顔面に当て、その後笑った。

また、Bに悪口を言われた。

⑧ 令和6年2月

Aがテスト準備のため、机の中の荷物をロッカーに置いていた時、BがAに対し「通れないんだけど。」、Cが「それなあ。」と笑いながら言ってきた。

翌日、Aが荷物を置きに行った際にも、Bが「通れないんだけど。また通れないじゃん。」と言ってきた。Cも笑っていた。

⑨ 令和6年2月

教室でAが自分のリュックを取るため、ある生徒の席の後ろを通ろうとした際に「ちょっとごめん、いい？（どいてもらえる）」と言ったが、当該生徒がB及びCと一緒にいたからか、どいてくれなかった。そのため、Aが違う場所を通ったところ、BとCがAを見て2人で笑っていた。

⑩ 令和6年2月

Cの投げたボールがAに当たったが、CはAに謝らなかった。

⑪ 令和6年2月26日、体育授業時にグラウンドにて、

AとBがソフトボールで同じチームになったところ、BがCに対し、「うわあ、同じなんだけど。最悪。」と言った。

⑫ 令和6年2月

Aが黒板を見ていたところ、教卓近くにいたCと目が合った。すると、CがBにそのことを伝え、2人でAを見て笑ってきた。

⑬ 時期不明

部活動中にAがミスをする、B及びCはバカにして大げさに笑ってくる。なお、B及びCは、A以外の部員がミスした時は、「ドンマイ」と声をかけている。

⑭ 時期不明

BとCは、Aを含む一部の部員について、「やる気のない4人組」「問題児」と言っている。

⑮ 時期不明

BとCがAらについて、「独特の臭いがする。いい臭いじゃない。」「2人は仲良すぎてキモイ。」「先輩に媚び売ろうとしていてキモイ。」などの悪口を言っている。

⑯ 時期不明

体育の授業でAがミスをする、Bと同級生が顔を合わせて大笑いした。

AとCとでキャッチボールをしている時、Cが方向違いのところにボールを

投げ、Aがキャッチできない姿を見て、BとCとで顔を合せて笑っていた。

AとCとでキャッチボールをしているとき、Cが方向違いのところへ投げても、「ごめん」という言葉はなかった（Cは、他の生徒とキャッチボールをする際には、方向違いのところへ投げることはほとんどないし、ミスをした場合には「ごめん」と言っている。）。

⑰ BとCから悪口を言われる。

(2) 上記のような各行為について、Cの証言を整理すると、以下のとおりである。当該証言は、当該校による聞き取り調査の結果によるものである。

① 覚えていない。

② BがAらにじゃんけんをさせようと提案した。CはBから言われたとおり、ゴミをAらに渡した。

③ 不明な言語で返答したことはない。

④ Bが後続に対し、「おっそ。遅いんだけど。つまっちゃうから、みんなぬかしちゃって。」と発言したのは、Bが大会に遅れることを懸念しての注意喚起であった。

Bが「歩くなら早く走ってくれないかなあ。遅くなる。」と発言したことは覚えていない。

Cが「まじ、それな。」と発言したことはない。

⑤ Cが不明な言語で返答したことはない（「いいよ。」と言っただけである。）し、Aをにらんだこともない。

⑥ Bに同調するような発言はしていない。

⑦ Aにボールが当たったかどうかは分からない。

BがAに対して悪口を言っている時がある。

⑧ 通れないということは誰が見ても分かるような事実なので、通れないということに対して「そうだね」と言った。

⑨ Aに話しかけられたことに気付いていなかったなので、反応できなかった。そもそも、Aの主張するような行為は全く記憶にない。

⑩ 自分の投げたボールがAに当たったかどうか分からない。もし当たったことに気付いていたら、その場ですぐに謝っていた。

⑪ Bが「ええ～最悪」と言った。自分は聞き流した。

⑫ 2人で目配せして笑った事実はない。

⑬ 練習中のミスで笑ったことはない。

練習の際、Aともう1名は、毎回、練習をするわけでもなく立ち止まっておしゃべりに夢中だった。このようなAらの態度は、練習の妨げになっている印象があった。

⑭ Aを含む4人の話題になり、「やる気を感じない。」と話したことはある。

⑮ Aに対して「口が臭い。」等は言っていない。

⑯ Aとキャッチボールをしたのは初回授業であったため、うまくできなかった。

Aのことを笑ったりもしていない。ミスをした際には必ず謝っていた。

Aともう1名が「人の頭を殴る勢いで打つんだよ。」と言っているのを近くで聞き、恐怖を感じた。

⑰ 自分は決して悪口を言っていない。

3 事実認定

(1) 上述のとおり、Cは、②⑧⑩⑭の各行為についてAの主張する事実関係を一部認めている。また、当該各行為については、本委員会による聞き取り調査の結果、当事者であるA・C以外の生徒からもAの主張する事実関係の全部ないし一部が事実である旨の証言があった。

したがって、②⑧⑩⑭の各行為については、概ねAの主張するような事実があったものと認定するのが相当である。

(2) ⑰について、Cは、自身がAに対して決して悪口を言ったことはない旨を明言している。また、Cには、BのAに対する発言等に同調するような態度を取ったことはない旨の証言も認められる。

しかし、関係生徒らの証言からは、当時、Aを含む数名の生徒と、B及びCを含む数名の生徒との間の関係が悪化していたこと、CがAの練習態度等に不満を抱いていたであろうこと、BとCが行動を共にする機会が多かったこと、BがAに対して悪口を言うなどしていたこと、などの事実が認められた。このような事実関係からは、当時、B及びCがAに対して決して友好的とはいえないような態度で接していたであろうことは優に推測されるところである。

このようなA及びB・Cとの関係性や、関係生徒らの証言内容に鑑みると、当時、仮にC自身が悪口ではないと感じていたとしても、CがAについて客観的に悪口と評価されるような発言をしたり、CがBの悪口に同調するような態度をしたりするようなこともあったと評価するのが相当である。

したがって、⑰の行為については事実と認めるのが相当である。

(3) 他方で、Aの主張するその他の各行為については、Cが否定ないし覚えていない

などと証言していること、各行為の根拠が主にAの証言であることからすると、直ちに事実と認定することはできなかった。

4 評価

(1) 「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう（いじめ防止対策推進法第2条第1項、つくばみらい市いじめ防止基本方針）。

(2) 本件においては、事実と認められる各行為について、②⑧のように、B及びCがAに対し嫌がらせと評価することが相当な行為をしていたこと、⑪⑭⑰のように、B及びCが、Aに対し、Aに聞こえるような距離や音量で悪口とを感じるような発言をするなどしていたこと、B及びCがAに対して決して友好的とは言えないような態度で接していたであろうこと、などが認められた。

そして、本件の具体的な事実関係やAの証言内容などに鑑みれば、これらB及びCの言動により、Aが多大な精神的苦痛を被っていたことは明らかといえる。

そうすると、本事案においては、B及びCからAに対するいじめがあったと認定するのが相当である。

(3) なお、本事案では必ずしもCの本意が明らかではなく、⑦当時、Cには、積極的にAをいじめようという意図まではなかった可能性がある。また、①Cは、当該校における聞き取り調査において、「話を早く終わらせるため、Bの発言等に対してうなずいたり相づちを打ったりした。」旨証言していたことが認められる。

本委員会としては、⑦及び①の各証言については、いずれも事実と認めることはできないと考えている。すなわち、⑦について、関係生徒らの証言等から認められる当時の具体的事情からは、Cについて、Aが嫌な思いをしているであろうという認識が全くなかったということは考えがたいし、①についても、関係生徒からの証言から推測される当時のBとCの関係性などに鑑みると、Bのみが一方向的にAに対し攻撃的な態度を取っており、Cがやむを得ずこれに従っていたと評価するのは相当ではない。

5 当該校の対応についての問題点

(1) 本項目については、中間答申でも触れたものであるが、改めて、本件においていじめがあったことを踏まえて提言する。

(2) 本委員会では、本事案に係る当該校の対応には以下のような問題点が存し、関係

者が当該校に対し不信感を抱く要因となっていたものと考えている。

- ① 教諭間における事実関係及び問題意識の共有に不十分な点があったこと
 - ② その場しのぎの対応があったこと
 - ③ 関係者に対する配慮が十分になされていなかったこと
- (3) 本委員会では、③関係者に対する配慮が不十分なところがあったことについて、教諭が、Cに対し「あなたは加害者みたいなものだよね。」と発言したことについて、当該対応は教育者として適切さを欠く面があったことを指摘した。

前述のとおり、本委員会の結論としても、CのAに対する言動は客観的に「いじめ」の定義に該当するものと考えている。

しかし、Cの言動が「いじめ」に該当するようなものであったとしても、『加害者』という表現を、教諭という立場にある者が、未だ自身の言動について十分な問題意識を有することができておらず、かつ情緒等が成熟しきっていない状態の生徒に用いることには慎重でなければならなかった。本事案では、当該教諭においてCへの具体的な指導方法に苦慮した面があったであろうことは推測されるところではあるが、例えば、そもそも「いじめ」とはどういうものをいうのか、当該教諭においてどうしてCの言動が「いじめ」に該当すると考えたのか、等を丁寧かつ根気強く説明する、などの指導を行うことが可能であったはずである。

第4 いじめの再発防止に向けた提言

1 当該校における対応について

(1) いじめを未然に防止するための取組について

いじめの発生を未然に防止するためには、個々の教職員において、児童生徒が相談しやすいような関係性を構築すること、日頃から児童生徒の些細な変化等に気を配るよう意識すること、などが必要不可欠である。そのため、教職員個々人において、平素から児童生徒と信頼関係を構築することが何よりも重要である。

加えて、教職員は、児童生徒に対し、いじめが及ぼす影響などについて正確な理解を獲得することができるような指導を定期的に行うことも求められる。

また、当然のことではあるが、いじめ防止の取組を個々の教職員に任せるばかりではなく、学校全体として、例えば以下に列挙するような取組を組織的かつ継続的に行っていくことが必要不可欠である。

ア 年度初めなどの節目節目はもちろんのこと、適宜のタイミングで、教職員・児童生徒全体で「いじめ」の定義を共有するとともに、例えばいじめをテーマに話し合うなどして、いじめが絶対に許されない行為であること、仮にいじめが発生してし

まった場合には被害児童生徒を徹底して守り通すこと、などの認識を共有する機会を設ける。

イ 定期的に、いじめ防止授業の改善、学級運営の見直しなどを行なう。

あらゆる教育活動を通じ、道徳教育・人権教育などの充実を図り、児童生徒が各々の人権を尊重し、互いに信頼し、いじめの起きにくい、いじめを許さない意識づくり、環境づくりを進める。

ウ 校長・教頭・学年主任などの管理職を中心として、クラス担任等が把握した児童生徒の状況や保護者の声をひとりで抱え込むことがないように、確実に管理職にまで報告させ、学校全体で共通理解のもと対応していくような組織づくりを行う。

エ 全教職員の資質・能力の向上を図るため、「いじめ防止基本方針」や「年間計画」に基づき、年間数回のいじめに関する校内研修の実施を徹底する。

オ いじめが心身に及ぼす影響や、いじめ防止の重要性、相談制度の存在などを児童生徒や保護者に周知する広報活動を行う。

カ 自身の気持ちに気づきにくかったり、自らSOSを発信することが難しかったりする児童生徒がいることを踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどとも連携したうえで、多角的な方面から児童生徒の変化等に向き合うことのできるような体制を整備する。

(2) いじめを早期発見し対応するための取組について

いじめは、早期発見し適切に対処することで初めて、児童生徒が安心して学校生活を送ることが可能となる。そのためには、児童生徒に生じる些細な変化等も見逃さないような対応が必要になる。

本事案においても、Aは当該校を欠席するようになる以前の段階で、当該校や複数の教諭に対しSOSを発していたことは明らかである。仮に、この段階で当該校として適切な対応を取ることができていれば、本事案の重大事態化を防止することができた可能性が高いことは指摘せざるを得ない。

いじめの早期発見のための取組として、以下の項目を参考とするなどして進めていただきたい。

ア 児童生徒に対し、定期的に学校生活アンケートを実施する。

イ スクールカウンセラーによる教育相談を充実させるとともに、児童生徒及び保護者に対し、各種相談窓口の周知などを行なう。

ウ 学校生活における児童生徒の行動観察等から、児童生徒ひとりひとりの状態を正確に把握し、問題がある可能性があると感じた場合には適切な方法で聞き取り等

を行う。当該聞き取り等の結果は管理職を含めた教職員間で共有し、学校全体として対応を検討する。

エ 児童生徒間でいじめと考えられるような行為があったときは、仮に軽微と思われるような事案であっても、必ず、児童生徒の心身状態を確認する機会を設ける。結果は管理職を含めた教職員間で共有し、対応を検討する。

また、身近で接する教職員を中心として、当該児童生徒に対する継続的な経過観察（見守りなど）を行う。

オ 児童生徒や保護者から相談を受けた時は、相談者の安全を十分に確保したうえで、詳細の聞き取りを行う。

聞き取りを行うに際しては、1つ1つの事実関係に対して、いわゆる5W1H（いつ・どこで・だれが・なにを・なぜ・どのように）を意識し、丁寧に聞き取りをする。

なお、このように速やかに丁寧な聞き取り調査を行なうことは、特に加害生徒に対して、これまでの自身の行為に対する内省を促す効果、更なるいじめを抑止する効果も期待される。

聞き取りの結果、いじめがあると疑われるときは、直ちに管理職に報告するとともに、速やかに教育委員会への相談や調査委員会の設置等の適切な措置を取る。

カ 児童生徒に対する聞き取りの結果等は、必ず記録にまとめる。

キ 管理職は、初期対応が遅れることがないように全教職員に指導し、危機管理意識を常に維持し日々の学校運営に臨む。

ク いじめと思えるような行動が繰り返し報告された児童生徒に関しては、管理職も含めた、いじめ対策組織の会議等を遅滞なく実施し、迅速に必要な対応を取る。

(3) 組織対応の必要性・重要性について

既に述べているとおり、いじめを認知した場合は躊躇なく管理職に報告するなどし、校長らのリーダーシップのもと、組織的に対応していくことが非常に重要である。

特に、初期段階における組織対応は重要であり、スクールカウンセラーなどの他職種と連携する場合も含め、指令系統や責任範囲を明確にする必要がある。

ア いじめについて保護者と話し合いを行なうときは、事前に管理職へ報告し、管理職の指示を受ける。

話し合いには、管理職を含めた複数の教職員が同席するようにし、保護者の発言内容などについては正確な記録を取るよう努める。

イ 保護者との話し合いにおいては、学校としてできること・できないことについて曖昧にするようなことはせず、丁寧に説明等することを心がける。

保護者との話し合いにおいて、曖昧な返答やその場しのぎの返答などは、場合によっては不合理な要求をエスカレートさせてしまうなど、その後の対応を困難なものにしてしまう可能性がある。

ウ 保護者からの要求等については、必ず組織として情報を共有するとともに、対応を検討する。場合によっては、市教育委員会やスクールロイヤーの助言を受けることも検討する。

エ いじめ問題に取り組むに際しては、学校の指導方針や体制を確認し、適切な役割分担を行うなどしながら、あくまでも組織として継続的かつ網羅的に対応を進めていく。

オ いじめに関する文書記録などの管理は、学校としての統一的な方針のもとで適切に管理し、後日必要となった際には確実に検証できるようにする。

(4) 重大事態への対応について

重大事態に対しては、事実関係が確定した段階で具体的な対応を開始するのではなく、児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった時から具体的な対応を始める。仮に、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」などの見解があったとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たるとされていること（文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」参照）に鑑み、当該校としては『いじめがあったのではないか』という前提のもとで対応することが重要である。

当該校において重大事態が発生したと判断した場合は、速やかに教育委員会へ報告し、教育委員会と連携しながら当該事案に対処する。

調査に当たっては、速やかな実施が求められるが、他方で、速やかな実施を求める余りに不十分な調査等に終始してしまうようなことがあってはならない。速やかな解決を求めながらも、中立かつ公平な立場で、客観的に事実関係を明らかにしていくという意識を忘れてはならない。

2 つくばみらい市教育委員会の対応について

(1) いじめ防止基本方針に関する助言・指導等

各学校におけるいじめ防止基本方針の適応状況の把握について、各学校の特性に基づき独自化を図っているか、必要に応じて見直し等を実行しているか、年度ごとに職員1人1人が確実に自校におけるいじめ防止基本方針の内容を共有しているか、いじめ対策委員会等を実効的に設置し運用することができているか、更に、各学校が見直した方針を全児童生徒・保護者へ積極的に発信しているか、各学校ホームページ

等の資源を有効に活用することができているか、等を把握し、適切に助言指導していただきたい。

つくばみらい市では、これまでも毎年4月に上記内容について指導助言しているところではあるが、本事案の具体的な事実経過からは、当該助言及び指導が、本事案への対応に際して十分に活かされていたとは言い難い。

また、保護者からの問合せや要求などに対しても、適宜、教育委員会に連絡報告を行うよう徹底する等、問題の発生を見逃さないシステムを構築する必要がある。

(2) 各種支援

ア 生徒から発せられるSOSについて、最初の受け手となる教職員の役割が非常に重要であることは前述したとおりである。特に、教職員個々の力量によって、いじめ対応に差異が生じたり、重大化することは絶対に避けなければならない。

このような観点から、教職員に対する研修の実施は非常に重要である。市教育委員会においては、各学校の状況等を踏まえたうえで、教職員に当事者意識をもたせるような研修を実施することが求められる。

イ いじめの防止・早期発見・重大事態化の防止等のためには、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤー等の外部専門家の有効活用も非常に重要である。市教育委員会としては、これら外部専門家が学校現場で十分活用されているかなどを定期的に検証するとともに、生徒がこれらの専門家へ気軽に相談できるような仕組みづくりを検討することが求められる。

また、いじめ防止等の最前線に立つ教職員に対するサポートという観点からも、外部専門家との確保や連携について更なる充実・強化が求められる。教職員と外部専門家との連携の充実・強化という観点からは、容易かつ迅速に相互の情報交換や情報共有等を行うことができるような仕組みを構築することも必要となる。

(3) 重大事態への対応に関する助言・指導等

市教育委員会との協議を経て学校が組織を立ち上げる際には、事案の内容によってではあるが、指導主事やスクールカウンセラー等に関与させることで客観性・公正性を確保するように助言指導していただきたい。

調査組織は、事案の独自性等から平時の設置は困難な面があるが、いじめ対策委員会等において、各学校、学区の実情に応じて日頃からスクールカウンセラー等、学校外の専門家を含めた組織化を図るよう各学校の取組を把握し、助言指導していただきたい。各学校におけるいじめ対策委員会等のあり方に対する助言指導、調査組織が設置される場合に事務局を担うべき各学校・市教育委員会のあり方の見直しを図っ

ていただきたい。

重大事態等が発生した場合、その学校に、一定期間、学校安全に係る危機管理の専門性を持つ存在を配置することが必要であり、その業務を担う人材の養成も不可欠である。

いじめ自体は、例えば被害生徒と加害生徒が物理的に離れることで一旦解決するように見えても、いじめへの教育対応が十分にされて解決した場合と異なり、いじめの被害は被害生徒の中で完全な解決には至らず、傷つきを重ねる状態が継続する可能性が高い。教育委員会間で情報の共有、対応が継続できる体制づくりなど連携の強化が必要である。

第5 おわりに

本委員会の率直な印象として、本事案に関しては、当該校の対応次第によっていじめを早期に発見することも、また、本事案を重大事態化させずに解決することも決して不可能ではなかった、と考えている。もちろん、当該校の対応のみが原因となって本事案の早期解決が実現しなかった、事案が重大化してしまった、などということはない。しかし、当該校には、本事案が重大化してしまった原因の少なくとも1つに、中間答申でも指摘した『当該校の当事者意識の欠如』があったということは重く受け止めていただく必要があると考えている。

学校は、生徒全員が安心して充実した生活を送ることができる場所であればならず、そのためには、学校は不断の努力をもっていじめ対策に取り組んでいかなければならない。当該校に対しては、二度と本事案のような事態が発生しないように対策を講じることを強く要望する次第である。当該校においては、中間答申及び最終答申を全教職員間で共有し、一層の対策を進めていただきたい。

最後に、本委員会からは、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤー等の外部専門家の積極的な活用を強く推奨したい。当該校や市教育委員会が困難な局面を迎えた際はもちろんであるが、そもそも困難な局面を迎えないようにするため（予防のため）にも、外部専門家が有する知見や経験は非常に有用な財産である。

しばしば指摘されるところであるが、いじめ対策にゴールというものはない。学校、市教育委員会には、常に現状を鑑みながら、いじめのない環境づくりのために最善を尽くしていただくことを強く希望する。

以上

つくばみらい市いじめ調査委員会 委員名簿

氏名	職業等	調査に従事した期間
(委員長) 長井 進	臨床心理士	R6. 10. 18 から R7. 9. 3 まで
(副委員長) 内田 智宏	弁護士	R6. 10. 18 から R7. 9. 3 まで
田邊 美和子	スクールカウンセラー 臨床心理士・公認心理師	R6. 10. 18 から R7. 9. 3 まで
吉原 徹	社会福祉士	R6. 10. 18 から R7. 9. 3 まで